

## 第1回年金・満期保険金の「請求レス支払」の取扱開始

朝日生命保険相互会社（社長：木村博紀）は、2023年7月以降に支払期日を迎える「第1回年金<sup>※1</sup>」・「満期保険金<sup>※2</sup>」について、お客様にご請求手続きをいただくことなくお受け取りいただける「請求レス支払」を開始します。

これまで、「第1回年金<sup>※1</sup>」・「満期保険金<sup>※2</sup>」をお受け取りいただくには、事前にお届けする請求書へご記入のうえ、ご提出いただく必要がありました。今般、お客様の利便性向上を目的に、一定の条件に該当する契約について、事前のご案内内容から変更等のご要望がない場合に、ご請求手続きをいただくことなく、支払期日<sup>※3</sup>に保険料払込口座へ「第1回年金<sup>※1</sup>」・「満期保険金<sup>※2</sup>」をお支払いする取扱いを開始いたします。これにより、お客様のご負担を軽減するとともに、支払期日<sup>※3</sup>に確実にお受け取りいただくことが可能となります。

### 【請求レス支払の対象となるご契約の主な条件】

第1回年金 <sup>※1</sup>	満期保険金 <sup>※2</sup>
保険契約者が個人であること	保険契約者が個人であること
口座振替扱契約 <sup>※4</sup> で口座名義人が年金受取人と同一であること	口座振替扱契約 <sup>※4</sup> で口座名義人が満期保険金受取人と同一であること
保険契約者および被保険者が年金受取人と同一であること	保険契約者が満期保険金受取人と同一であること
第1回年金額が500万円以下であること	

（上記以外にも所定の条件があります。請求レス支払の対象か否かは、事前にお届けするご案内にてご確認ください。）

- ※1：個人年金保険等の第1回年金を指します。第2回以後の年金の一部はすでに請求レス支払を行っております。
- ※2：生存給付金付定期保険の生存給付金（最終回）を含みます。
- ※3：非営業日の場合は翌営業日
- ※4：朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法で保険料をお払込みいただいているご契約

引き続き、朝日生命では、人にやさしいサービスを追求し、各種お手続きやご利用いただける制度の利便性向上に努めてまいります。